手話の啓発及び手話教室の実施について(案)

1.目的

市民や事業所に対し、手話の啓発及び手話教室を実施することで、聞こえや手話への理解を深め、聞こえない人と聞こえる人が地域で互いに支え合うまちづくりを推進する。

2.実施方法

手話教室を受講し、聞こえない人への理解を深め、あいさつなどの日常生活で使う簡単な手話ができると認定された者を「宍粟市手話サポーター(仮)」として認定する。

また、手話教室を継続して実施する事業所を「宍粟市手話啓発協力事業所(仮)」として認定する。

3.認定

【認定方法】

手話教室を行った際に、本人から希望があった場合は、手話教室講師及び宍粟市設置手話通訳者が基準を満たすかどうか確認を行い、認定する。

【認定基準】

	認定基準	備考
宍粟市手話	• 手話教室講師派遣事業で実施する手	• 認定バッチ又はシール配
サポーター(仮)	話教室を受講している(2時間以上)	布
	・手話で挨拶ができる	
	・日常生活や窓口で使う簡単な会話が	
	できる(事業所ごとに定める)	
宍粟市手話啓発	・手話教室を年に1回以上実施してい	• 認定証発行
協力事業所(仮)	る	・認定ステッカー配布
		市のホームページで公表

※金融機関や販売店などの窓口で手話を使う方を中心にサポーター認定をめざす。 手話への意識を高め、窓口等でサポーターの目印とするため、認定バッチを配布する。

4.認定デザインの作成

認定デザインを公募し、啓発グッズ等に活用する。